

行田市学校跡地利活用基本方針（概要版）

1 基本方針 策定の背景 と目的

- ・地域コミュニティ活動の場としての機能も有してきた経緯があり、閉校後の活用は高い関心事
- ・地域活性化のために、公共施設としての再活用だけでなく民間事業者等への売却・貸付けなど幅広く検証
- ・学校跡地活用の基本的な考え方や検討の進め方などを策定

2 学校施設の現況

※校数はR4.3月に閉校の学校含む

	校数	区域区分
小学校	16校	市街化区域6校, 市街化調整区域10校
中学校	8校	市街化区域3校, 市街化調整区域5校

公共施設の保有状況（行田市公共施設等総合管理計画より）

施設分類	施設数	延床面積	構成比
学校教育系施設	26	135,277	51.4%
その他の施設	160	127,686	48.6%
行田市計	186	262,963	100.0%

3 本市の重要施策等との整合

跡地活用は重要施策や各種計画と整合性を図る。

	計画名	策定	備考
1	第6次総合振興計画	R3.3月	市の最上位計画
2	行田市都市計画マスタープラン	H25.3月	都市計画に関する長期的な指針
3	行田市公共施設等総合管理計画	H28.3月	公共施設等の管理を目的に策定
4	行田市公共施設マネジメント計画	H31.3月	各公共施設の再編に向けた具体的な方針
5	行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画	H31.3月	学校運営の課題解決、より良い学びの環境確保

4 学校跡地利活用の基本的な考え方

閉校後の利活用を検討していくに当たっての基本的な考え方と、検討の際に留意すべき事項を示す。

（1）基本的な考え方

（2）留意事項

視点	考え方
1 まちづくりの方針・行政需要への対応	総合振興計画など計画や重要施策と整合性を図り、まちづくりの方針や、行政需要に沿う活用を検討
2 民間事業者等の活用	民間ニーズを踏まえ、売却・貸付けを視野に民間事業者等による活用を検討
3 地域の意向と地域の活性化	学校が地域で担ってきた役割を十分踏まえ、地域の意向を把握し、地域の活性化に資する活用を検討

留意事項	考え方
① 防災拠点	学校施設が「指定緊急避難場所」等として活用されてきた役割を踏まえ、機能が損なわれないよう努める
② 国庫補助金等の清算及び補助制度の活用	国庫補助金や地方債を財源として整備した建物等は適切に対応する 等
③ 法の規制	学校が別の用途になる場合の建築基準法や消防法、市街化調整区域内の学校は都市計画法に留意

5 学校跡地の基本的な利活用の方法

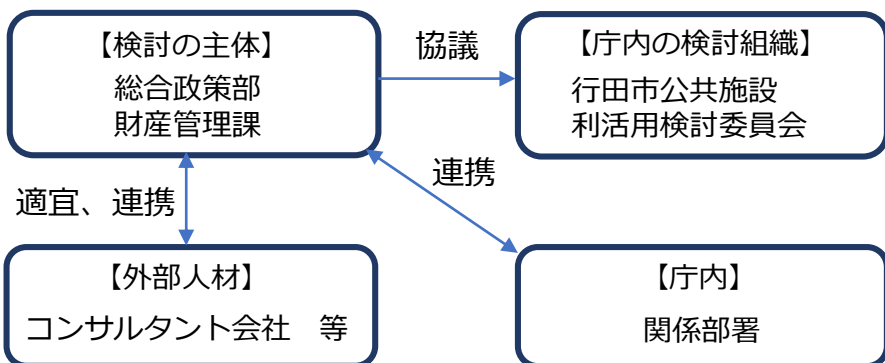
閉校後の新たな活用方法は、「公共施設」、「民間事業者等への売却・貸付け」またはその併用が考えられる。

利活用の方法	考え方
1 公共施設	各学校の閉校のタイミングに応じて、他の公共施設の機能移転などを考慮する必要がある場合、施設の耐用年数や改修に係る費用、法規制等、用途転用に伴う諸課題を整理して活用を図る
2 民間事業者等への売却・貸付け	市街化調整区域内にある学校については、都市計画法により土地利用が厳しく制限されるが、法規制の範囲内で民間活用の可能性が見込める場合、民間事業者等に対し売却や貸付けを実施する

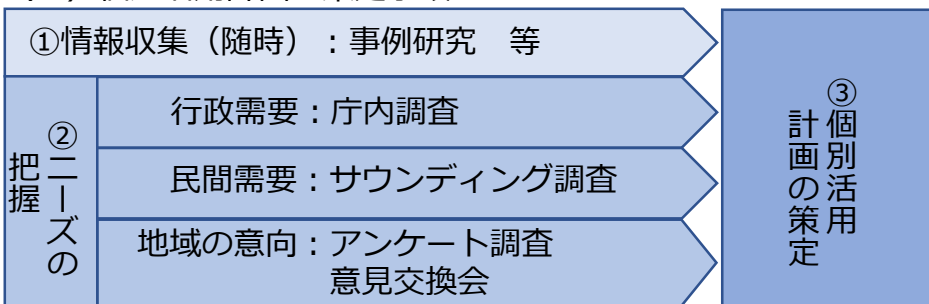
※ 暫定利用 … 閉校後、新たな活用方法で供用を開始するまでの間、一定程度の期間を要することが想定されることから、グラウンドや体育館など一部の施設については、管理主体等を明確にした上で開放し、暫定利用を図る。

6 検討体制と検討の進め方

(1) 検討体制



(2) 個別活用計画の策定手順



7 特殊事情への対応

老朽化により施設を解体する場合などは、個別に対応する。

8 跡地活用検討プロセス

